

2025年9月10日

正確な輸入価格の算定：WTO 規則およびインコタームズに基づく費用要素の理解



輸入価格を正確に算定することは、円滑な通関や制裁・不要なコストの回避に不可欠である。評価の誤りは関税（Bea Masuk）や租税の過少・過大申告を招き、企業を行政制裁や信用失墜の危険にさらす。インドネシア財務省関税総局（DJBC）が採用するWTO関税評価協定（CVA）では、関税評価額は「実際に支払われた又は支払うべき価格」を基に、加算要素と控除要素で調整される。課題は、選択したインコタームズと評価規則を整合させることであり、各インコタームズは請求書価格に含まれる費用と関税評価額に加味すべき追加費用の範囲を定義している。。本稿は、関税評価額に加算すべき費用と除外すべき費用、さらに三つの主要インコタームズ（EXW、FOB、CIF）への適用を示し、過少評価紛争の回避と算定の正確性確保に資するものである。

DJBC が認定する費用要素

加算項目（輸入関税、付加価値税、贅沢品税、輸入関連の所得税算定の基礎に含めるべきもの）：

- 販売手数料および仲介手数料。
- 包装および梱包費用。
- 買手が提供する材料・設計・役務等の「アシスト」。
- 商品に関連するロイヤリティおよびライセンス料。
- 転売によって売手に帰属する収益。
- 輸入港または輸入地点までの運賃。
- 輸入港までの積込み・荷卸し・取扱費用。
- 国際輸送を対象とする保険料。
- 売買に関連する保証費用。

除外項目（含めてはならないもの）：

- 買手の独自活動（試験、調査、信用状手数料、SNI）。
- 輸入後の費用（組立、国内陸上輸送、輸入後の保険）。
- 輸入国における関税、物品税、内国税。

フェアコンサルティングインドネシア ニュースレター

- 購買手数料。
- 利息および配当。
- 輸出国における国内税。

控除項目（該当する場合）：

- 現金割引、大口割引、商業割引、ロイヤルティ割引等、真正かつ文書化された値引き。

三つの主要インコタームズにおける適用

1. EXW (Ex Works)

請求範囲: 売手事業所での商品のみを対象とし、積込み、国内輸送、輸出通関は含まれない。
関税評価額への加算項目: 輸出港までの国内運賃、輸出通関費用、積込み費用、国際運賃、保険料、取扱費用、並びに該当する手数料、ロイヤルティ、アシスト。

リスク: 輸入者にとって高く、関税評価額を適正に算定するためにほぼ全ての費用を追加算入する必要がある。

2. FOB (Free On Board)

請求範囲: 船積港で船舶に積み込まれた商品であり、包装、国内輸送、輸出通関、積込みを含む。
関税評価額への加算項目: 国際運賃（海上または航空）、保険料、到着港までの取扱費用、並びに該当する手数料、ロイヤルティ、アシスト。

リスク: 中程度であり、FOB 価格は妥当な出発点を提供するが、運賃および保険料を追加する必要がある。

3. CIF (Cost, Insurance & Freight)

請求範囲: 貨物は仕向港で引渡され、運賃および最低限の保険が含まれる。
関税評価額への加算項目: 未包含の取扱費用、ならびに売手に支払うべき手数料、ロイヤルティ、アシスト、収益。

リスク: 低く、CIF は WTO の関税評価額に最も近い。しかし、請求書に含まれる運賃と保険料が真正で適切に証明されていることを確認する必要がある。

なぜ重要か

- **輸入価格の誤算定は制裁につながる。** インドネシア関税法の下、過少評価や必要な要素の不算入は、追徴課税、行政罰、さらには詐欺の嫌疑につながり得る。
- **過大評価は競争力を損なう。** 課税対象外の費用（輸入後の輸送や国内サービス等）を加算すると、不要に関税・税金が増加し、利益率を圧迫する。
- **透明性が肝要である。** 適切な文書化とインコタームズと関税評価規則との一貫性は、監査時における DJBC との信頼性と円滑性を保証する。

フェアコンサルティングインドネシア ニュースレター

最終的な要点

PMA 企業にとって、輸入価格の正確な算定は単なる事務作業ではなく、戦略的なコンプライアンス課題である。各インコタームズを WTO 評価規則に正確に対応させることで、企業はインドネシア税関との紛争を回避し、過少申告による制裁を防ぎ、関税および税負担を最適化し、規制当局との信頼を維持できるのである。総括すれば、EXW は関税評価額を正確に算定するために、最も多くの費用項目を追加する必要があり、FOB は運賃および保険料の追加が必要であり、CIF は WTO 評価額に最も近いが、保険・運賃・ロイヤルティの妥当性を検証する必要があるのである。

お問い合わせ先

フェアコンサルティンググループ

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号ハービス

大阪 オフィスタワー12F

(本社)

WEB : <https://www.faircongrp.com/>

Tel:06-6451-9201 | Fax:06-6451-9203

e-mail: grm@faircongrp.com

PT FAIR CONSULTING INDONESIA

16th Floor MidPlaza 1 Jl. Jend Sudirman Kav 10-11 Jakarta 10220 Indonesia

(インドネシアオフィス)

Tel : +62-21-570-6215 | Fax : +62-21-570-6217

Pahala Alex Lumbantoruan (Chartered Accountant)

e-mail : alexandra@faircongrp.com

「フェアコンサルティング インドネシア ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「フェアコンサルティング インドネシア ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「フェアコンサルティング インドネシアニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。